

## 秋田県庁舎等維持管理業務に係る最低制限価格取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、秋田県が発注する庁舎等維持管理業務の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、当該契約内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (適用する契約)

第2条 最低制限価格の適用は、庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格等取扱要領第2条別表1に定める業務区分のうち、以下のものについて契約締結をしようとする場合で、予定価格が50万円以上の競争入札による案件とする（地方公共団体等の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる契約を除く。）。

| <種目>                         | <業務区分>                                                                                                                        |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 建物の清掃                      | 〔 環境衛生総合管理・清掃・空気調和用ダクト清掃・<br>飲料水貯水槽清掃 〕                                                                                       |
| ・ 建物の警備・・・・・・・・警備業務（機械警備を除く） | 〔 電気設備保守管理・機械設備保守管理・ボイラー設備保守管理・警報設備等保守管理・消火設備等保守管理・電話交換機設備保守管理・放送設備保守管理・昇降機設備保守管理・自動ドア設備保守管理・浄化槽設備保守管理・監視制御設備保守管理・庁舎等設備運転管理 〕 |
| ・ 建築物の附帯設備                   |                                                                                                                               |

### (最低制限価格の設定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格に100分の60を乗じて得た額とする。ただし、以下の業務区分については100分の80を乗じて得た額とする。

(1) 清掃

(2) 警備（機械警備に係るものを除く。）

2 業務が複数にわたる場合は、主たる業務を用いて前項の率を適用する。

### (予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載)

第4条 最低制限価格を適用する場合において、入札の執行者は、予定価格を記載した書面に、「入札比較価格に対する最低制限価格（税抜）」として、入札比較価格に前条第1項の率を乗じて得た金額を記載すること。

(最低制限価格適用案件の周知)

第5条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる事項について明記するとともに、入札執行の際においても説明を行うものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）になれないこと。

(契約の相手方の決定)

第6条 最低制限価格に満たない価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者等としないものとし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格を入札した者のうち、最低の価格を入札した者を落札者等とする。

2 最低制限価格に満たない価格で入札をした者は失格とし、その案件の再度の入札には参加できないものとする。

(落札者等の通知)

第7条 契約担当者は、第6条第1項により落札者等を決定した場合には、直ちに口頭又は書面若しくは電磁的記録により全ての入札者に対して通知するものとする。

(その他)

第8条 契約担当者は、予定価格及び最低制限価格が他に漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

#### 附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、「秋田県庁舎等維持管理業務に係る最低制限価格試行実施要領の制定について」（平成28年2月16日付け財活－1583通知）は廃止する。